

目次

1. 中小企業経営力強化支援法
2. 金融取引正常化と認定支援機関の役割
3. 認定支援機関向け研修で示される経営改善・事業再生プロセスの型
4. 経営改善計画書
5. 経営改善計画策定支援事業
6. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
7. 認定支援機関関与の中小企業施策一覧

<参考>

経営改善計画書フォーマット

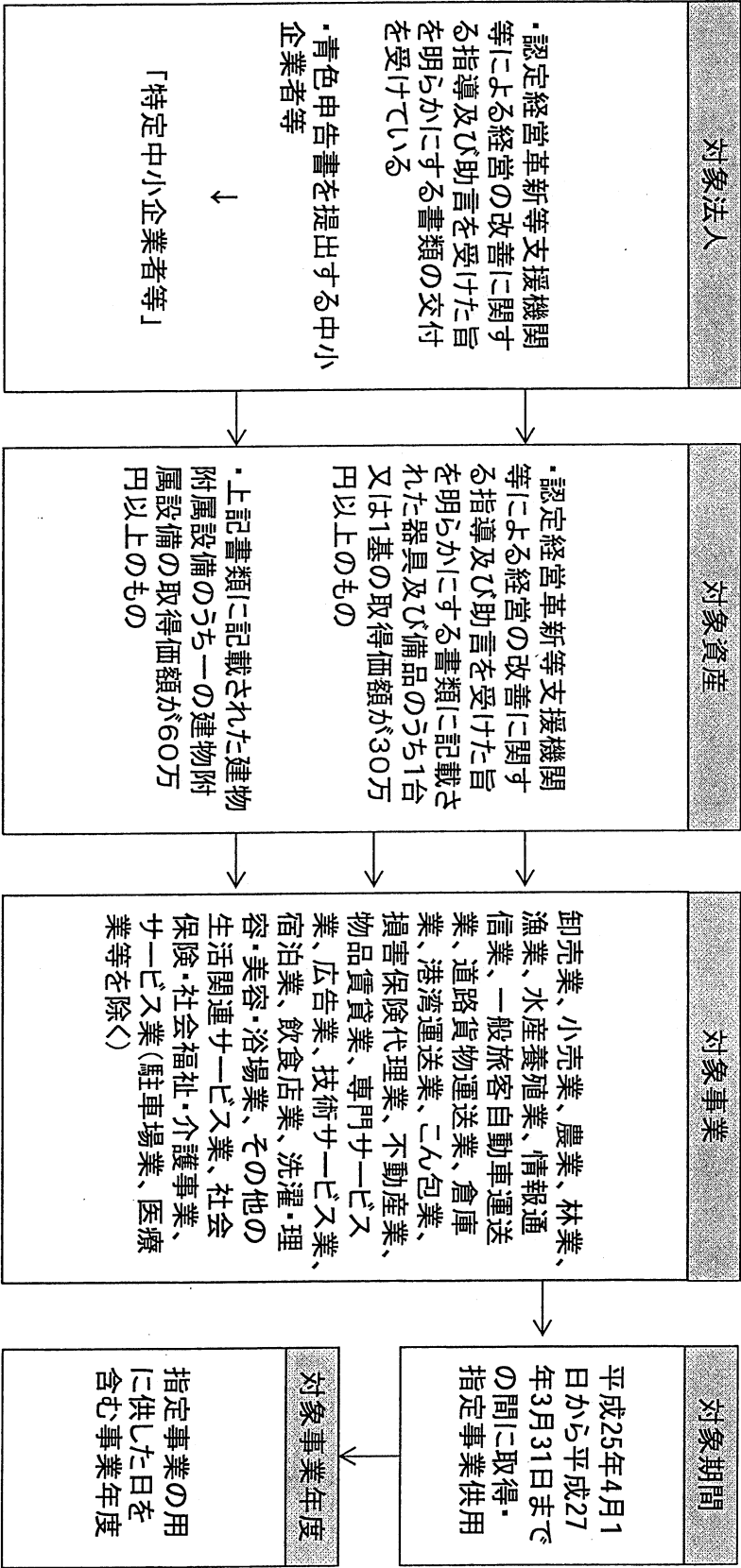
(認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引より)



商業・サービス業・農林水産業活性化税制

＜概要＞

特定中小企業者等が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、新品の経営改善設備の取得等をして、これを特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、その経営改善設備の取得価額の30%の特別償却ができるようになった。
なお、特定中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下のものについては、特別償却の適用に代えて、その経営改善設備の取得価額の7%の税額控除の適用を受けることができる。



租税特別措置法第42条の12の3 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
租税特別措置法関係通達（法人税編）42の12の3-1～6

認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類

書類への記載事項	中小企業庁からの支援機関向け事務ガイドライン
①その認定経営革新等支援機関等の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地 ②その指導及び助言を受けたその法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名 ③その指導及び助言を行った年月日並びにその内容 ④その指導及び助言に基づき、その法人が取得等した器具及び備品並びに建物附属設備の明細 ⑤その他参考となるべき事項	書類の書式について ・書式については所定の記載事項があれば自由(参考書式あり) ・氏名、名称欄への押印 ・書類に記載する経営改善設備の名称と申告書へ添付する明細書に記載される同資産の名称を一致させること アドバイス記録の管理 ・中小企業者に渡した書類のコピーを保存しておくこと 認定支援機関の書類発行について ・書類に記載する名称等は、認定通知書に記載された名称等を記載すること ・認定通知書のコピーを中小企業者に渡して申告書に添付するよう指導(申告要件ではない) 認定支援機関である中小企業者の税制適用 ・自分で自分にアドバイスを行って書類を発行してはいけない

特別償却限度額			
取得価額	×	30%	= 特別償却限度額
税額控除			

＜特定中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下のもの＞

$$\text{取得価額} \times 7\% = \text{税額控除限度額} \quad (\text{供用年度の法人税額の20\%が限度})$$

商業・サービス業・農林水産業活性化税制における経営改善に関する指導及び助言を行う機関(アドバイス機関)における事務について
(中小企業庁財務課)

【記入例】

1. 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称	中小サービス株式会社	印
(事業者が法人の場合の代表者名)	○▲ □×	
納税地	東京都新宿区1-3-1	
事業内容	小売業	

2. 経営上の課題と課題解決のための設備

(1) 経営上の課題

- ☒ ①顧客のニーズの変化への対応 ()
☒ ②顧客数の低下 (近所に大型店が進出したこと。)
☐ ③販売単価(利用料金)等の低下 ()
☐ ④設備の老朽化 ()
☐ ⑤事業効率の低下 ()
☐ ⑥その他 ()

(2) 課題解決のための取組みと必要な設備等

取組みの内容	課題	必要な設備の名称	価格
☒ 新商品・新サービスを提供する	①②	冷凍ショーケース	150万円～200万円(想定)
☐ 広告等販売促進活動を強化する			
☒ レイアウトの変更等により店舗の雰囲気を改善する	②	照明設備	73万円
☐ 提供する商品・サービスの質を高める			
☐ 事業効率を改善する			
☐ その他 ()			

(3) アドバイス機関の所見等

事業者では、店舗の雰囲気改善によってイメージを一新するとの取組みを検討していたが、それだけではなく新たなサービスを提供することで新規顧客の獲得をしてはどうかとの助言を行った。

4. アドバイスを行った年月日

【ケース1】1日だけの場合 平成25年6月1日

【ケース2】複数日数の場合 平成25年6月1日から2ヶ月、平成25年6月1日及び8月2日

5. アドバイス機関の名称等

アドバイス機関の名称	○▲商工会議所	印
(機関が法人の場合の代表者名)	□× ○▲	
住所又は所在地	東京都千代田区霞が関1-3-1	
本書類を発行した年月日	平成25年11月4日	

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品」「建物附属設備」
 <器具及び備品>

家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	医療機器	消毒殺菌用機器
	応接セット		手術機器
	ベッド		血液透析又は血しょう交換用機器
	児童用机及びいす		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器
	陳列櫃及び陳列ケース		調剤機器
	その他の家具		歯科診療用ユニット
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー		光学検査機器
	その他の音響機器		その他のもの
	冷房用又は暖房用機器	娯楽又はスポーツ器具	たまつき用具
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）		こ、しょうぎ、まあじやん、その他の遊戯具
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		スポーツ具
	じゅうたんその他の床用敷物		劇場用観客いす
	室内装飾品		どんちよう及び幕
	食事又はちゆう房用品		衣しよう、かつら、小道具及び大道具
	謄写機器及びタイプライター		その他のもの
	電子計算機		映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード
事務機器及び通信機器	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	前掲のもの以外のもの	シート及びロープ
	その他の事務機器		きのご栽培用ほだ木
	テレタイプライター及びファクシミリ		漁具
	インターホーン及び放送用設備		葬儀用具
	電話設備その他の通信機器		楽器
	時計		自動販売機（手動のものを含む。）、無人駐車管理装置
	度量衡器		焼却炉
	試験又は測定機器		その他のもの
	オペラグラス		
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		
光学機器及び写真製作機器	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備
	看板、ネオンサイン及び気球	給排水又は衛生設備及びガス設備	その他のもの
	マネキン人形及び模型	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以上のもの）
看板及び広告器具	その他のもの	昇降機設備	その他のもの
	ポンペ	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エレベーター
	ドラムかん、コンテナその他の容器	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	エスカレーター
容器及び金庫	金庫	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの
		店用簡易設備	その他のもの
		可動間仕切り	簡易なもの
理容又は美容機器	植物	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらない	その他のもの
	動物		主として金属製のもの
			その他のもの

<建物附属設備>

※取得を予定している設備が税制の対象となるかどうか、判断に迷う場合は税理士などに御相談ください。

認定支援機関関与の中小企業施策一覧

施策名	対象者	支援内容
経営改善計画策定支援事業	財務上の問題を抱え、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援(条件変更等)が見込める中小企業者	認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その策定費用について、総額の2／3(上限200万円)まで負担
信用保証協会による借換・経営力強化保証	金融機関及び認定支援機関の支援を受けて、事業計画の策定・実行・進捗報告を行う中小企業者	金融機関の事業資金貸付あるいは借換えに係る信用保証料を減免(概ね▲0.2%)
中小企業経営力強化資金融資	経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行うとする者で、認定支援機関の経営支援を受けている者	認定支援機関の経営支援を受けて事業計画を策定・実行・進捗報告を行うことを条件に、日本政策金融公庫が低利融資
経営環境変化資金	借入負担年数(有利子負債／(経常利益÷2+減価償却費)が13年以上の借入負担があり、一時的に資金繰りが悪化している事業者	認定支援機関の支援(計画策定・実行・報告)を受けて財務内容の健全化を計画する事業者の運転資金について、基準利率▲0.4%を適用
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	顧客ニーズを捉えた競争力強化事業で、認定支援機関に事業計画の実効性等が確認され、「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した、ものづくり中小企業者	対象となるものづくり中小企業者が実施する試作品の開発や設備投資等を上限1,000万円(補助率2／3)まで補助
地域需要創造型等起業・創業促進事業	認定支援機関たる金融機関又は金融機関と提携した認定支援機関による支援を受けて起業・創業、第二創業を行う者	計画の実施に要する費用の一部を助成 地域需要創造型企業・創業:上限200万円 第二創業:上限500万円 海外需要獲得型企業・創業:上限700万円 (すべて補助率2／3以内)
小規模事業者活性化事業	新たな事業活動に取り組もうとする小規模事業者(常時使用する従業員数が20人以下(サービス業にあっては5人以下))	認定支援機関たる金融機関と連携して、小規模事業者が行う地域のニーズ等に基づく新商品・新サービスの開発、販路開拓等に要する経費を補助 補助金額200万円(補助率2／3以内)